広島県告示第六百四十八号

次の病院を認定した。 第四項及び第三十三条第四項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十一条

令和五年四月二十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

-	2 -	2						Γ
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和 和 和 五	一番地の二	福山市水呑町七三〇二番地の二	福山市水		福山友愛病院	卢
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	旦二三番一	山市南蔵王町六丁目二三番一	号福山市南	蔵王病院	医療法人社団若葉会	匠
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	二〇二番地	山市駅家町向永谷三〇二番地	福山市駅		光の丘病院	水
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	二一番一号	三原市中之町六丁目三一番一号	三原市中	三原病院	医療法人大慈会 三	压
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	五番 地	三原市小泉町四二四五番地	三原市小	小泉病院	医療法人仁康会 小	压
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	九二番地	東広島市黒瀬町南方九二番地	東広島市	院機構賀	茂精神医療センター独立行政法人国立病院機構	本 沖
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま	令和五	り三丁目一	番一一号安芸郡府中町みくまり三丁目一	番一一号		府中みくまり病院	庄
令和八年三月三一日まで令和五年四月一日から	令和八年三月三一日ま令和五年四月一日から	令和五	番 一 号	大竹市玖波五丁目二番一	大竹市和		メープルヒル病院	7
期間	定	指	地	在	所	称	名	